

茂原市三世代同居等支援事業補助金

茂原市では、親または子のどちらかの世帯が市内へ転居し、親・子・孫の三世代で同居または市内居住をする方に、住宅取得等の費用の一部を補助することにより、生活基盤の安定による移住・定住を促進します。

主な要件 ※全て該当すること。

(すでに、市内に三世代で暮らしている方は、対象外となります。)

- 親または子の世帯が市外から転入すること。
- 親または子の一方が継続して1年以上市内に居住していること。
- 孫がいること。(出産予定も含む。平成12年4月2日以降に生まれた方。)
- 住宅を、**新築・増築・購入**すること。(中古住宅、マンション可。)
- 住宅の、**新築・増築・購入**の契約前であること。
- 三世代同居または市内居住を、**3年以上継続**すること。
- 申請年度の2月末までに、建物登記や工事代金の支払い、茂原市への転入手続きが完了すること。

補助金額 ※住宅取得費用の2分の1を対象とします。

- 新築・購入 上限80万円(市内業者による場合は100万円)
- 増築 上限30万円(市内業者による場合は50万円)

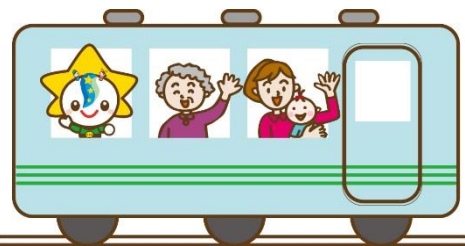
※先着10件程度を予定しています。

申請方法 ※契約前にお申し込みください。

- 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、建築課窓口へ直接提出してください。
- 申請書は、建築課窓口で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

提出書類

- 茂原市三世代同居等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- 茂原市三世代同居等支援事業補助金調査書(第2号様式)
- 誓約書兼同意書(第3号様式)
- 三世代同居等をしようとする住宅の位置図
- 平面図及び延べ床面積が確認できる書類
- 住宅取得等に係る見積書の写し
- 三世代同居等をしようとする世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- 三世代同居等をしようとする世帯全員の住民票の写し(本籍・世帯主・続柄記載)
- 母子手帳の写し(子が出産予定の場合)
- 三世代同居等をしようとする世帯全員の市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- 法人又は個人事業者の所在地のわかる書類(市内に本店又は事業所を有する事業者による場合)
- その他市長が必要と認める書類



最大(新築・購入)

100万円

受付

4/2~

フラット35 子育て支援型 使えます!

? お問い合わせ **?** ご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

茂原市建築課 ☎ 0475-20-1588 (直通)